

証券コード 3831
平成20年9月19日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目1番7号
株式会社パイプドビッツ
代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年10月6日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年10月7日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
山王健保会館 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
<会社提案>
第1号議案 定款一部変更の件
<株主提案>
第2号議案 剰余金の配当の件
議案の要領は「株主総会参考書類」（4頁から5頁まで）に記載しております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pi-pe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 業容拡大のための経営基盤を確立させるために、監査役の監査業務に必要かつ適切な環境を整備し監査体制を強化することを目的に、監査役会を設置するものであります。
- (2) 東京証券取引所は、株主・投資者の保護および尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値および国際競争力の向上を支援する観点から、上場制度を整備する一環として、有価証券上場規程第439条において、**上場内国会社が監査役会または委員会を設置することを義務付けております。**なお、同規程第439条は平成20年11月1日より適用されることとなります。

以上から、監査役会設置のための定款の一部を変更することについて、株主の皆様にご審議いただくものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新 設)	(3) <u>監査役会</u>
(3) <u>会計監査人</u>	(4) 会計監査人
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(新 設)	<u>(常勤監査役)</u>
	<u>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u>
(新 設) 第32条及び第33条 (条文省略) 第6章 会計監査人 第34条から第37条 (条文省略) 第7章 計 算 第38条から第41条 (条文省略)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第37条及び第38条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 第39条から第42条 (現行どおり) 第7章 計 算 第43条から第46条 (現行どおり)

<株主提案>

第2号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主の議決権の数は5,480個であります。

第2号議案 剰余金の配当の件

1. 議案の要領

①配当財産の種類

金銭とする。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項および配当財産の帳簿価額の総額

1株あたり900円とし、総額は1株あたり900円に、平成20年8月31日現在の発行済株式数（ただし、当社の保有する自己株式の数を除く）16,364株を乗じた金14,727,600円とする。

なお、剰余金の配当は、平成20年8月31日最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主（実質株主を含む。）に対して行う。

③剰余金の配当がその効力を生ずる日

臨時株主総会の会日の翌営業日とする。

2. 提案の理由

平成20年5月開催の第8期定時株主総会において、提案株主より1株あたり年1,800円の配当（配当性向約20%）を提案したところ（第6号議案）、一般株主の圧倒的多数から賛成票がよせられたので、改めて第9期の中間期の配当900円を提案するものである。

第8期定時株主総会の議決権行使書面（前日まで到着分）を閲覧した結果、当社役員である5名、賛否無記入の25名および提案株主2名をのぞく全131名の第6号議案についての賛否の状況は下の表のとおりであった。

配当に賛成	118名（358個）	90.1%
配当に反対	13名（48個）	9.9%

この結果から、第6号議案の株主提案が極めて妥当な内容であったと考えられる。当社の一般株主の多くが配当（年間1,800円程度）を望んでいることはまぎれもない真実である。

当社は、当社に投資をしている多くの一般株主の意思を尊重した対応を行うべきであろう。

なお、当社は、平成20年6月30日に公表した第9期の第1四半期の決算でも黒字を発表しており、利益剰余金は前期末の458百万円からさらに増加していると考えられ、15百万円弱の配当余力について不安はない。

また、今年度の取締役の報酬枠は60百万円の大幅増加を実現している。これは第8期定時株主総会での会社側提案（第4号議案）の決議の結果である。取締役報酬枠の増加額は否決された第6号議案による配当提案額を大幅に上回っている。大株主である当社代表取締役個人が外部への配当を後回しにする一方で、自身を含む取締役への報酬増加として優先的に利益配分しようとしている点は理解に苦しむ。

本提案は長期的に当社を支持する株主を獲得して企業価値を高める効果を有するものである。株主として真摯な気持ちから提案するものである。

以 上

3. 本議案に対する取締役会の意見

取締役会と致しましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けております。

しかしながら、単一のサービスに依存した収益基盤にあり、かつ未だ売上、収益の規模も小さい当社の現状におきましては、人材の確保・育成、拠点設置等に伴う運転資金や設備投資、研究開発投資、その他今後の成長に必要な投資を継続し、また今後の成長のための投資機会に備えるために、内部留保の充実を優先すべきであると考えております。

以上のとおり、取締役会と致しましては、現在配当を実施する時期にはないと考えておりますが、本議案につきましては臨時株主総会における株主の皆様の決議結果に従う所存であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂二丁目5番6号
山王健保会館 2階 会議室



交通／地下鉄南北線・銀座線 溜池山王駅下車徒歩3分
地下鉄千代田線 赤坂駅下車徒歩5分
地下鉄丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅下車徒歩7分